

報告第19号

専決処分の報告について（久喜市水道事業の設置等に関する条例及び久喜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）

久喜市水道事業の設置等に関する条例及び久喜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市水道事業の設置等に関する条例及び久喜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(別紙)

令和6年1月18日

久喜市長 梅 田 修 一

久喜市水道事業の設置等に関する条例及び久喜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

- (1) 久喜市水道事業の設置等に関する条例(平成22年久喜市条例第47号)第5条
- (2) 久喜市下水道事業の設置等に関する条例(平成28年久喜市条例第49号)第5条

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。